

## 川崎市介護保険料口座振替（自動払込）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第129条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）を口座振替又は自動払込（以下「口座振替等」という。）の方法により収納する場合の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 取扱金融機関 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第21条、第22条及び第23条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。

（2） 取りまとめ店 規則第25条に規定する取りまとめ店をいう。

（納付義務者）

第3条 納付義務者は、法第132条の規定により保険料を普通徴収の方法により納付する者とする。

（指定預貯金口座）

第4条 保険料を口座振替等の方法により収納する場合の口座は、納付義務者が取扱金融機関に設けた普通預金口座、当座預金口座又は通常貯金口座のうち納付義務者の指定した一口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。

（口座振替等の申込手続）

第5条 取扱金融機関は、納付義務者から口座振替等の方法による保険料の納付の依頼を受けたときは、所定欄に必要事項が記載され、口座届出印が押印された口座振替納付（自動払込）依頼書（第1号様式）、口座振替納付（自動払込）届（第2号様式。以下「納付届」という。）及び口座振替納付（自動払込）依頼書（依頼者控）（第3号様式。以下「依頼者控」という。）を提出させ、記載事項を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付日付印を押印した後、納付義務者に依頼者控を返付しなければならない。

2 取扱金融機関は、納付届を当該受付日の翌7営業日までに取りまとめ店を経由して、川崎市に送達しなければならない。

3 川崎市は、納付義務者からペイジー口座振替受付サービスを利用した、口座振替等の方法による保険料の納付又は振替方法の変更の依頼を受けたときは、所定欄に必要事項が記載された口座振替納付届（川崎市控）（第8号様式。以下「ペイジー納付届」という。）及び口座振替納付届（本人控）（第9号様式。以下「本人控」という。）を提出させ、指定預金口座のキャッシュカードを専用端末に読み込み、当該キャッシュカードの暗証番号を入力させ、専用端末から口座振替契約確認書を出力し、ペイジー納付届の記載内容と相違無いこと等を確認した上で、所定欄に受付印を押印した後、納付義務者に本人控を返付

するものとする。

(振替日)

第6条 取扱金融機関は、川崎市の請求に基づき、毎月27日に指定預貯金口座から振り替えるものとする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とする。

(口座振替等の開始日)

第7条 川崎市は、取扱金融機関において、納付届により月末までに受け付けたものについては翌月から、川崎市において、ペイジー納付届により毎月15日(15日が休庁日にあたる場合は、翌開庁日)までに受け付けたものは当月から、前条に定めるところにより、口座振替等の取扱いを開始するものとする。

(口座振替等関係データ・書類の交付)

第8条 川崎市は、川崎市の指定する介護保険担当課(以下「主管課」という。)において、納付届及びペイジー納付届に基づき、口座振替等の内容を記録した電子データを、振替日の10営業日前から5営業日前までに口座振替データ伝送サービス(以下「伝送サービス」という。)を利用し、取扱金融機関に送信する。なお、納付書については取りまとめ店に別途送付するものとする。

2 伝送サービスによる口座振替等の処理ができない取扱金融機関(以下「伝送サービスによらない取扱金融機関」という。)については、電子データの送信に代えて川崎市介護保険料口座振替請求明細書兼結果報告明細書(第5号様式。以下「明細書」という。)を3枚、交付するものとする。

3 川崎市が納付義務者の口座振替等を停止する場合は、川崎市介護保険料口座振替停止依頼書(第6号様式。以下「停止依頼書」という。)を作成し、振替日の3営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。なお、伝送サービスによらない取扱金融機関の場合は、振替日の5営業日前までに取りまとめ店に送付するものとする。

(振替手続)

第9条 取扱金融機関は、第6条に規定する振替日に、指定預貯金口座から電子データに記録又は明細書に記載された金額を振り替えて収納し、これを規則第29条第3項に規定する期日までに、取りまとめ店に設けた川崎市名義の普通預金口座又は振替貯金口座に納付書をもって受け入れなければならない。

2 取扱金融機関は、前条第3項に規定する停止依頼書が交付されたときは、停止依頼書により指定された月の振替を停止するものとする。

(振替後の処理)

第10条 取扱金融機関は、伝送サービスによる口座振替等の手続きを完了したときは、その結果を記録した電子データを振替日の翌4営業日までに伝送サービスを利用して、口座振替結果データと口座振替不能明細書を主管課へ提出する。なお、伝送サービスによらない取扱金融機関については、伝送サービスに代えて振替結果を記載した明細書を振替日の翌4営業日までに主管課において川崎市に引き渡すものとする。

2 取扱金融機関は、資金不足その他の事由により保険料が振替不能となったときは、別表に定める振替結果コードを付設した電子データを基に口座振替不能明細書を作成し、伝送サービスを利用して主管課へ送信するものとする。なお、伝送サービスによらない取扱金融機関については、明細書の不能表示欄に当該表示を記載するものとする。

3 川崎市は、保険料が振替不能となったときは、当該納付義務者に対して納付書・領収書、又は督促状兼納付書・領収書を送付するものとする。

(口座振替等の取消手続)

第11条 取扱金融機関は、納付義務者から、第5条第1項に規定する様式により口座振替等の取消届を受けたときは、記載内容を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付日付印を押印した後、納付義務者に依頼者控を返付しなければならない。

2 取扱金融機関は、納付届を当該受付日の翌7営業日までに取りまとめ店を経由して、川崎市に送達しなければならない。

(口座振替納付済通知書)

第12条 川崎市は、納付義務者あてに川崎市介護保険料口座振替納付済通知書(第7号様式)を年1回送付するものとする。

## 附則

この要綱は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附則（平成 15 年 1 月 10 日・14 川健介保第 366 号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附則（平成 17 年 3 月 31 日・16 川健介保第 1514 号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 3 月 15 日・17 川健介保第 1437 号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 3 月 25 日・19 川健介保第 1405 号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 2 月 22 日・24 川健介保第 1975 号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 2 月 9 日・27 川健介保第 969 号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 3 項の規定は、株式会社ゆうちょ銀行については、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に既存するものについては、当分の間必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附則（平成 28 年 10 月 31 日・28 川健介保第 681 号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に既存するものについては、当分の間必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附則（平成 30 年 10 月 18 日・30 川健介保第 768 号・健康福祉局長専決）

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に既存するものについては、当分の間必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表（第10条関係）

振替不能区分

内 容	表 示
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
照合相違（ゆうちょ銀行のみ使用）	7
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

ただし、「8」と他の振替不能区分が競合した場合は、「8」を優先する。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	川崎市介護保険料口座振替納付依頼書兼取消届（自動払込利用申込書兼廃止届書）	第5条第1項
2	川崎市介護保険料口座振替納付届兼取消届（自動払込受付通知書兼廃止届書）	第5条第1項
3	川崎市介護保険料口座振替納付依頼書兼取消届（自動払込利用申込書兼廃止届書）（依頼者控）	第5条第1項
4	川崎市介護保険料口座振替請求書兼結果報告書	第8条第1項
5	川崎市介護保険料口座振替請求明細書兼結果報告書	第8条第2項
6	川崎市介護保険料口座振替停止依頼書	第8条第3項
7	川崎市介護保険料口座振替納付済通知書	第12条
8	口座振替納付届（川崎市控）	第5条第3項
9	口座振替納付届（本人控）	第5条第3項

実際の使用にあたっては、様式番号について、記載を省略することができる。